

**第5回いわてグローバル人材育成推進協議会 海外留学支援事業  
～いわて協創グローバル人材育成プログラム～ 学生募集要項**

岩手県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「いわてグローバル人材育成推進協議会」(以下「本協議会」という。)では、令和3年度海外留学支援事業の派遣学生を募集します。

※この事業は、文部科学省の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」として実施していた事業の岩手県版の後継事業です。

本要項は、本協議会が実施する「いわて協創グローバル人材育成プログラム」(以下「本事業」という。)で募集する派遣学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

※新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、本プログラム実施に係る募集時期の変更・中止等があり得ますので、応募に当たっては所属大学等と十分な連携のもとに進めてください。

記

1. 趣旨

グローバル化が進展する中、岩手県では就労人口の減少や高齢化など、従来からの社会的課題が急速に顕在化しました。一方、東日本大震災への世界各国からの支援や、復興のプロセスへの注目などによって、地域と国際社会との接点が飛躍的に拡大しました。これを機に、岩手県の若者たちは地域のリソースや可能性を再認識し、また地域の課題がグローバルに繋がっていることを意識し始め、ボランティア活動や短期研修などで海外を目指す若者の数が増加傾向にあります。しかし、意欲と能力を持ちながら、経済的事情等から、岩手県をグローバルな座標上で見る機会を得られない学生が多いという地域の現状もあります。

本事業では、「グローバル」な視点から、地域の課題や豊富なリソースを現実的かつ創造的に見極め、課題を解決するとともに、岩手県の潜在的価値を最大限に引き出し、将来の岩手県を導くリーダー人材を、産学官一体となって育成することを目指します。

2. 事業の概要

本事業は、岩手県が抱える課題に対し、「グローバル」な視点から将来の岩手県の産業界を導く人材を育成し、産業界、高等教育機関及び県が連携し、県全体の地域活性化につなげていくことを目的としています。実施主体は本協議会です。

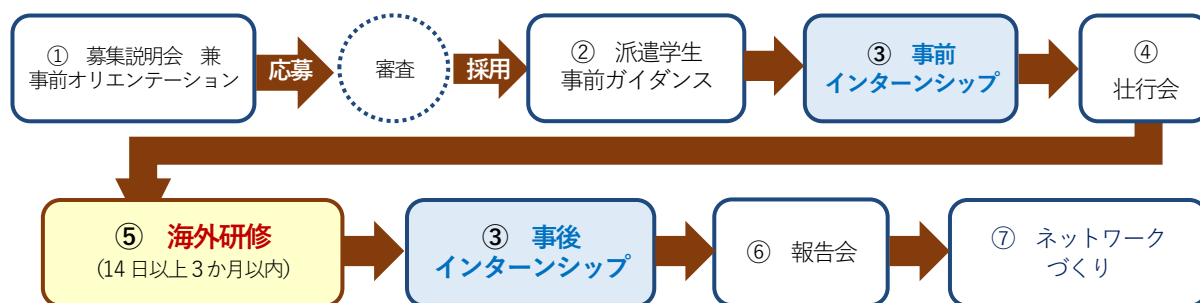
本事業は、次の5プログラムで構成されています。

- A. 県産品販路開拓人材育成プログラム
- B. ものづくり産業海外展開人材育成プログラム
- C. 交流人口拡大促進人材育成プログラム
- D. 持続可能型地域づくり人材育成プログラム
- E. 多様性地域人材育成プログラム

応募予定の学生は、事前に実施される「募集説明会兼事前オリエンテーション」に参加し、本事業に

ついて理解した上で、コーディネーターや事務局に相談しながらプログラムを作成し、応募します。

審査に合格し、採用された学生は留学期間前に事前ガイダンスに参加、県内企業などでの事前インターンシップを行った後、14日以上3か月以内の海外留学・研修を行います。帰国後は、研修成果を地域に還元することを目的に、県内企業などでの事後インターンシップを行います。



### 3. 求める人材像

本制度では、国際的な視野と地域に貢献する視野を持ったグローバル人材として、次のような人材を支援します。

- (1) 留学を通じて、世界の人々との交流を通じた経験から学び、グローバルな視点で考え、行動しようとする意欲を有する人材
- (2) 日本や地域の良さを世界に発信するなど、岩手県の産業と世界とを繋ぐ活動に積極的に取り組む意欲のある人材
- (3) 岩手県での就職を視野に入れながら、地域における企業活動等について積極的に学ぼうという姿勢を示し、研修で出会う産学官の関係者と世代を超えたネットワークを構築する意欲のある人材

### 4. 定義

本要項において、「派遣学生」とは、当協議会に所属する岩手県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年次以上で専攻科を含む）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

### 5. 支援の対象

#### (1) プログラムの内容

岩手県内においては、中小企業のグローバル化や海外への販路拡大、地域の特性を活かした新たな産業・事業の創出、観光資源のグローバル化など、急速に進展する国際化への対応が求められています。このような状況の変化を踏まえ、本協議会では、以下のプログラムを設定し、グローバルな視点を持ち、地域の活性化に貢献し、地域に密着して活躍する人材の育成に取り組みます。

#### 【プログラムの種類】

##### A. 県産品販路開拓人材育成プログラム

高品質の米、畜産品、水産加工品等の農水産品、森林資源、鉄器、漆などの伝統工芸品等の海外販路拡大のためニーズ開拓、ノウハウ導入等を担う人材の育成を目指します。

#### B. ものづくり産業海外展開人材育成プログラム

岩手県内の製造業（自動車、半導体、金属加工、精密機械、電子部品、情報通信産業など）やIT産業において、岩手県と世界をつなぎ、海外との取引、海外拠点の責任者となり得るグローバルな視点を有した人材の育成を目指します。

#### C. 交流人口拡大促進人材育成プログラム

岩手県の多種多様な観光資源を理解し、外国人観光客のニーズにあった観光商品の開発や情報発信力、企画力等を備えた人材、および岩手県のサービス産業の海外展開も視野に入れた人材の育成を目指します。

#### D. 持続可能型地域づくり産業人材育成プログラム

自然災害対応と復興、地域エネルギー、医療・介護等の社会課題をグローバルな視野で捉え、地域産業創生、地域づくりに発展させる力を持つ人材の育成を目指します。

#### E. 多様性地域人材育成プログラム

学生独自の視点での地域創生に資する人材の育成を目指します。

### 【プログラムの構成】

#### ① 募集説明会兼事前オリエンテーション

本事業の趣旨・目的や、地域課題についての理解を深め、海外での学びを地域に生かす一貫性のあるプログラム作成の手順を学びます。

※ いわてグローバル人材育成推進協議会ホームページよりお申込みください。（申込締切  
8月19日（木）13時）

※ 留学計画作成に向けての重要な機会ですので、応募を検討する方はできるだけご参加ください。

#### ② 派遣学生事前ガイダンス（2日程度）

本事業の趣旨・目的、インターンシップや海外研修を実施するにあたっての心構え等を座学形式等で行うとともに、参加学生が関心のある分野に関する岩手の現状、可能性、課題、展望について知識を深めるための事前ガイダンスを行います。

#### ③ 事前・事後インターンシップ（合計10日間以上）

留学中の実践活動に必要な知識を習得し、設定課題を深化させるために事前事後のインターンシップを行います。事前インターンシップでは、参加学生の関心分野の現場における見学、業務体験、現場関係者へのインタビューなどで岩手県の現状を把握し、海外留学・研修の視点を明確にします。

事後インターンシップでは、海外留学・研修で得た知識・情報をインターンシップ先に成果報告の形で還元するとともに、ローカルとグローバルの融合を目指した課題解決策の検討を現場関係者と行います。

ア 学生の留学計画に基づき、事前インターンシップ先の企業等において実務研修を行い、

指導を受けながら課題設定をし、海外留学で学ぶ事項を明確にします。留学後には、企業等において、学びを生かした課題解決提案を発表します。

イ 事前・事後のインターンシップはそれぞれ5日以上、合計10日間以上を必須とします。なお、インターンシップは採択後に実施してください。採択前に実施した日数は上記日数に含めません。

ウ インターンシップ先は、原則として申請前に地域コーディネーター又は在籍大学等に相談の上、協議会事務局を含めて調整してください。なお、本事業に協賛している企業等の情報を、本協議会ウェブサイトに掲載していますので、インターンシップ先選定の参考としてください。

※いわてグローバル人材育成推進協議会 <https://www.iwate-glocal.jp/>

#### ④ 派遣学生壮行会（1日）

令和3年度の派遣学生より、知事や本協議会の会員企業等の皆さんを前に、自身の留学計画を発表するとともに、決意表明を行います。

#### ⑤ 海外研修（留学プログラム）（14日以上3か月以内）

ア 留学期間は14日以上3か月以内とし、5.（1）に記載したいずれかのプログラムを選択し、留学します。

イ 留学先の選定にあたっては、事前に地域コーディネーター又は在籍大学等の留学担当部署等に相談してください。

※ 外務省の海外安全ウェブサイトにおける「レベル2：不要不急の渡航は、止めてください。」以上に該当する地域への留学は認めません。

#### ⑥ 事後報告会（1日）

帰国後に、本協議会関係者を対象にした報告会を実施します。口頭発表、ポスター発表等を行い、本事業に関わる企業や団体の関係者が質疑を行います。ここでのフィードバックにより、さらに提案力を強化します。

#### ⑦ 事後のネットワークづくり

参加学生は本協議会のSNS等を通じて参加学生同士の交流を図るとともに、研修状況を随時報告し、研修の可視化を図ります。

## (2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

① 令和3年(2021年)12月24日(金)から令和4年(2022年)3月10日(木)までの間に諸外国において留学が開始される（渡航日ではなく、プログラム開始日となります。）計画

※本協議会が主催する派遣生事前ガイダンスに参加することが、留学開始の要件となります。

② 諸外国における留学期間が14日以上3か月以内の計画

※ 留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。

※ 留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。

- ③ 令和4年(2022年)3月31日(木)までに留学期間が終了する計画
- ④ 留学先における各受入機関(以下「留学先機関」という。)がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画
  - ※ 留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。
  - ※ 留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。
- ⑤ 日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑥ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
  - ※ 語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
- ⑦ 今回の留学経験を将来的に地域貢献等に生かしていく視点が盛り込まれた計画

## 6. 派遣留学生の選考における審査の観点

- ① 本事業の趣旨、目的に合った計画を立てているか
- ② 留学先および研修内容に具体性があるか
- ③ 留学先で主体的に学ぶ意欲があるか
- ④ 留学先で自立して生活し、学ぶための基本的な意識、態度、健康状態を有しているか
- ⑤ 留学経験や県内企業との接点を将来的に地域貢献等に繋げていこうとしているか

## 7. 支援の内容

派遣学生には、奨学金、留学準備金及び授業料(以下「奨学金等」という。)が支給されます。

### (1) 奨学金等の内訳

奨学金等の積算内訳は別紙1のとおり。

ただし、奨学金等の支給合計額は一人当たり50万円を上限とします。

### (2) 奨学金等の支給方法

派遣学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて口座振込により行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

## 8. 支援予定人数

5名(予定)

※ 実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

## 9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)~(8)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施するプログラム及び留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する活動報告等に積極的に協力できる学生

- (2) 本協議会に所属する岩手県内の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (5) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
- ※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。
- (6) 当該派遣年度の4月1日時点における年齢が30歳以下である学生
- (7) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均日額が、本制度による奨学金の支給日額の1/2相当額を超えない学生
- ※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。
- (8) 文部科学省「官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム～地域人材コース」において過去に派遣留学生として採用されていない学生
- ※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。
- ※ 令和2年度の本協議会の留学支援事業に応募した学生についても、今回の再応募が可能です。

#### 10. 派遣学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 留学中の派遣学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- ※ 在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙2「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

#### 11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した本協議会ウェブサイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

- (1) いわてグローバル人材育成推進協議会（（公財）岩手県国際交流協会内）

URL : <https://www.iwate-glocal.jp/>

(2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

- ① 第5回いわてグローバル人材育成推進協議会・海外留学支援事業留学計画書（様式1）
  - ② 自由記述申請書及び留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し
- ※ ②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

※ 応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、中止・延期されることがあります。

募集説明会兼事前オリエンテーション（オンライン開催）

: 令和3年(2021年)8月20日(金)13時～14時30分

在籍大学等への提出期限 : 在籍大学等で設定された期限

本協議会の応募受付開始 : 令和3年(2021年)9月1日(水)

本協議会への提出期限 : 令和3年(2021年)9月30日(木) 17時必着

書面審査（一次審査） : 令和3年(2021年)10月4日(月)～12日(火)

書面審査結果の通知 : 令和3年(2021年)10月15日(金)

※在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

※合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査（二次審査） : 令和3年(2021年)10月23日(土)

場所 : いわて県民情報交流センター（アイーナ）

審査方法 : 個人面接、グループディスカッション

※面接審査に伴う交通費等は、応募学生の自己負担とします。

※いかなる理由があっても、面接審査を欠席した場合は、辞退とみなします。

採否結果の通知 : 令和3年(2021年)10月27日(水)

派遣学生事前ガイダンス : 令和3年(2021年)11月7日(日)、11月14日(日)

事前インターンシップ : 令和3年(2021年)採択後から留学開始前

※事前・事後インターンシップはそれぞれ5日以上、合計10日間以上を必須とします。採択前に実施した日数は含めません。

派遣学生壮行会 : 令和3年(2021年)12月(中旬)

海外留学の開始 : 12月24日以降3月10日まで

事後インターンシップ : 留学終了後速やかに実施

※事前・事後インターンシップはそれぞれ5日以上、合計10日間以上  
を必須とします。

事後報告会 : 令和4年(2022年)5月下旬

### 13. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

※変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

### 14. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

### 15. その他留意事項等

派遣学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、外務省海外安全情報サービス「たびレジ」に登録することで緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

(たびレジ : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）



TEL : (代表) 03-3580-3311

ウェブサイト [http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

なお、派遣学生の支援を行う在籍大学等は、別紙2「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、次のウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- ・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト

<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト 留学大図鑑

<https://tobitate.mext.go.jp/zukan/>

#### 16. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に相談してください。

#### 17. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

#### 18. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

いわてグローバル人材育成推進協議会事務局

【住所】 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1

いわて県民情報交流センター(アイーナ) 5F 国際交流センター内

【メール】 [glocal-iwate@iwate-ia.or.jp](mailto:glocal-iwate@iwate-ia.or.jp)

【電話】 019-654-8900

【問合せ対応時間】 平日9:00~17:00